

答 申

1 審査会の結論

実施機関がいなべ市情報公開条例第9条第2項に該当するとして、土地一覧表中の地番・地目・公簿面積・買収面積・単価(円)・金額(円)・住所・氏名・合計金額・備考の内容、登記嘱託書中の義務者住所・義務者氏名・所在の字名・地番・地目・地籍・法務局受付印を非公開としたことは妥当でなく、全て公開するべきである。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成15年12月5日付けでいなべ市情報公開条例(平成15年いなべ市条例第8号。以下「条例」という。)に基づいて行った「員弁郡土地開発公社と大安町役場との間で土地の移転登記のためかわされた関係書類一式(例えば契約書、その他登記申請書類など...)」の公開請求に対して、いなべ市長(以下「実施機関」という。)が平成15年12月19日付けで行った「土地一覧表、登記嘱託書」の部分公開決定の処分の一部取消を求めるものである。

なお、本件対象公文書は、旧大安町の依頼に基づき、員弁郡土地開発公社が公共用地の先行取得を行い、土地の所有権移転登記を行った際に作成されたものである。

3 実施機関の部分公開決定の理由説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本件対象公文書は部分公開が妥当である、というものである。本件対象公文書のうち、土地一覧表中の地番・地目・公簿面積・買収面積・単価(円)・金額(円)・住所・氏名・合計金額・備考、登記嘱託書中の義務者住所・義務者氏名・所在の字名・地番・地目・地籍・法務局受付印は条例第9条第2号に規定する特定個人が識別され、又は識別され得るものである。また、これらの情報は条例第9条第2号ただし書きの各号にも該当しない。単価・金額・合計金額については条例第9条第7号に規定する事務事業情報であり、公開することにより将来予定されている同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正又は円滑な執行に支障を生ずるおそれがあるものである。

4 異議申立ての理由

異議申立て人の主張を総合すると、次の理由により、本件対象公文書は公開が妥当である、というものである。本件対象公文書のうち、土地一覧表並びに登記嘱託書中プライバシーと関係の無い部分まで非公開にしている。

5 審査会の判断

本件対象公文書について、実施機関は、本件対象公文書は条例第9条第2号及び第7号に該当するので非公開にできると主張している。そこで、以下について判断する。

基本的な考え方について

条例の制定目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な運営が損なわれるなど公益を害することが無いよう、原則公開の例外を定

めている。当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

条例第9条第2項（個人情報）の該当性について

本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また、個人のプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別される、又は識別され得る情報が記録されている公文書は、原則として、非公開とすることを定めたものである。ただし、法令の定めるところにより何人でも閲覧できる情報、公表を目的としている情報及び許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報で公益上公開することが必要であると認められるものについては、公開することができることとしたものである。

ア 土地一覧表中の地番・地目・公簿面積・買収面積・住所・氏名・備考

地番・地目・公簿面積・買収面積は、この情報だけでは特定個人が識別、又は識別され得る情報ではないが、登記簿と照合すること等他の情報と組み合わせることにより特定個人が識別、又は識別され得る情報である。備考に記載された内容は、登記簿に記載されている内容である。又、住所・氏名は特定個人が識別される情報である。しかしながら、本件の公共用地が買収された場所は周知の事実であり、いずれの情報も不動産登記法第21条第1項に基づく手続により、表示された土地、地目、公簿面積、所有者名、所有者住所、備考欄の内容は公にされている情報である。したがって、いずれも条例第9条第2号アに該当し、法令等の規定により何人でも閲覧できるとされている情報に該当するため、非公開とする理由は無いと判断する。

イ 土地一覧表中の単価(円)・金額(円)及び合計金額

単価(円)・金額(円)及び合計金額は、この情報だけでは特定個人が識別、又は識別され得る情報ではないが、本件の公文書中の他の項目すなわち住所、氏名と関連付けられることにより、個人の譲渡所得が明らかとなるため、個人情報性を有すると認められるものである。しかしながら、その種の所得は、個人の総所得・総資産等と同水準の個人情報性があるとは認められず、個人情報の中でもプライバシー性は低いと判断する。又、公共用地として取得された状況を考慮すると、公金支出に関わる情報であり、その適正な支出を明らかにすることは、公益性があると判断する。したがって、第2号ただし書きウに該当し、公益上公開することが必要であると認められる情報に該当し、非公開とする例外に該当すると判断する。

ウ 登記嘱託書中の義務者住所・義務者氏名・所在の字名・地番・地目・地籍

登記嘱託書中の義務者住所・義務者氏名・所在の字名・地番・地目・地籍についても、土地一覧表中の情報と変わりなく、上記アで示したとおりの理由により、条例第9条第2号アに該当し、法令等の規定により何人でも閲覧できるとされている情報に該当するため、非公開とする理由は無いと判断する。

エ 登記嘱託書中の法務局受付印

登記嘱託書中の法務局受付印を公開することにより、登記簿等他の情報と組み合わせることにより、特定個人が識別され得るが、登記簿は公にされている情報であるので、条例第9条第2号アに該当し、法令等の規定により何人でも閲覧できるとされている情報に該当するため、非公開とする理由は無いと判断する。

条例第9条第7号（事務事業情報）の該当性について

ア 土地一覧表中の単価(円)・金額(円) 及び合計金額

土地一覧表中の単価(円)・金額(円) 及び合計金額について、今回の買収では全て均一の㎡単価が定められている。単価そのものは議会報告されておらず、又、今後、本件の福祉センターへ接続する道路用地の買収が予定されているため、公開することにより、本件と関連する今後の用地買収に際して、円滑な事業の執行に支障が生ずる可能性があるとの実施機関の主張である。しかしながら、本件の買収行為は全て完了しており、同事業に対する支障が出ることは無い。又、今後の同種の事務事業に対する支障に関しては、本件と年度も対象となる場所も異なるため、事務事業に対する具体的な支障があるとは認められず、本件において公平な公共事業が執行されたことを明らかにすることは公益的意義があると判断する。

6 審査会処理経過

[年 月 日]	[審査会の処理経過]
H16. 2.16	諮問書受理
H16. 4. 7	審議、実施機関の経緯説明
H16. 5.26	審議、実施機関の説明。 異議申立て人の口頭陳述は本人の意向により実施されず。
H16. 6.16	審議、非公開とする理由書提出・説明
H16. 7.26	審議、答申の方針を協議
H16. 8.23	答申

7 いなべ市情報公開審査会委員

[職 名]	[氏 名]
会 長	渡 辺 八 尋
会長職務代理者	木 村 良 夫
委 員	豊 島 明 子
委 員	宮 本 長 和
委 員	笠 井 誠之助